

オンライン資格確認等システムの運用開始について（お知らせ）

令和3年10月よりオンライン資格確認等システムの運用開始に伴い、下記のとおりお知らせいたします。

なお、オンライン資格確認等システムを利用するには、当組合へのマイナンバーの届出（※）及び事前にマイナンバーカードを保険証として利用するためマイナポータルで登録をすることが必要となります。

（※）当組合にマイナンバーを届出後、基幹システムへの登録処理を行ってからオンライン資格確認システムに反映するまで、原則3営業日を要します。

記

■ マイナンバーカードを保険証として利用

健康保険証の発行を待たずに、保険医療機関等の窓口においてマイナンバーカードによる情報連携を活用した健康保険の資格確認が可能となります。ただし、オンライン資格確認等システムを導入済みの保険医療機関と調剤薬局に限ります。

※別添、リーフレット「マイナンバーカード利用の5つのメリット」参照

■ 保険医療機関や調剤薬局による特定健診結果等の閲覧

ご自身の投薬データや特定健診データが保険医療機関や調剤薬局で連携されるため、データに基づいたより良い診療を受けることが可能となります。（本人の同意が必要）

■ マイナポータルを利用した特定健診結果等の閲覧

マイナポータル上で特定健診の対象年齢40～74歳の健診や事業主健診等の結果の閲覧が可能となります。

※別添、リーフレット「マイナポータル上で健診結果などを閲覧できるようになりました」参照

■ 新旧保険者間での特定健診結果の情報提供

オンライン資格確認等システムを用いて、新旧保険者間で特定健診結果の情報提供が可能となり、加入する保険者が変わっても過去の健診結果を活用して、継続的に適切な健診を実施できるようになります。旧保険者から情報提供を受ける場合は、加入者の同意を得ることは不要と

されておりますが、加入者が旧保険者で実施された特定健診の情報を、当組合に提供することを希望しない場合は、加入者より当組合に対してその旨の申し出をすることが可能であり、その申し出があった場合、当組合は旧保険者に対して特定健診情報の提供を依頼しません。その場合、別紙「**オンライン資格確認等システムによる保険者からの特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書**」（以下「不同意申請書」という。）の提出が必要となります。

※詳細は、厚生労働省ホームページ>マイナンバーカードの健康保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

